

医療機関各位

4月からの院外処方せんに関して

記載要項が3/28に発布され、処方せんの備考欄への記載項目が増えています。

様式が変更になり備考欄が狭くなり2行記載になりました、その枠への記載項目が増えたためBRAINSでは下記の対応を行っています。

■1枚の処方せんの備考欄に治まらない情報の場合、処方欄が空の処方箋の備考欄に印字します。

サンプル（*枚目の文字は印刷しません、4枚をまとめて表示）では、下記の記載項目の番号内容

（1）一包化、（2）麻薬処方、（5）後発品変更不可理由、（7）湿布薬70枚超え理由

以上の事例を示しています。

それ以外、下記の（4）は自動で印字します。（8）は枠を設けました。

※備考記載が多いと「(他ページの備考欄に印字あり)」が続くことを示すために枚数が多くなります。ご了承下さい。

※下記の各番号単位で行処理を行います。一文が短くても合体して1行に表示はできません。

記載要項に示された記載項目

8 「備考」欄について

（1）保険薬局が調剤を行うに当たって留意すべき事項等を記載すること。

（2）麻薬を処方する場合には、麻薬取締法第27条に規定する事項のうち、患者の住所及び麻薬施用者の免許証の番号を記載すること。

（3）長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認め、必要最小限の範囲において、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって14日を超えて投与した場合は、その理由を記載すること。

（4）未就学者である患者の場合は「6歳」と、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者であって一般・低所得者の患者の場合は「高一」と、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者であって7割給付の患者の場合は「高7」と記載すること。

（5）処方医が、処方せんに記載した医薬品について後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断した場合は、差し支えがあると判断した医薬品ごとに、「処方」欄中の「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載するとともに、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。

なお、後発医薬品を処方する際に、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載する場合においては、その理由を記載すること。

（6）入院中の患者以外の患者に対する処方について、患者の服薬管理が困難である等の理由により、保険薬局に分割調剤を指示する場合には、分割の回数及び当該分割ごとの調剤日数を記載すること。

なお、この場合において、保険薬局に指示しておくべき事項等があれば具体的に記載すること。

（7）1処方につき70枚を超えて湿布薬を投与する場合は、当該湿布薬の投与が必要であると判断した趣旨を記載すること。

（8）保険薬局が調剤時に患者の残薬を確認した際に、当該保険薬局に対して、「保険医療機関へ疑義照会をした上で調剤」すること又は「保険医療機関へ情報提供」することを指示する場合には、該当するチェック欄に「✓」又は「×」を記載すること。

（9）地域包括診療加算若しくは認知症地域包括診療加算又は地域包括診療料若しくは認知症地域包括診療料を算定している患者について、保険薬局に対してその旨を情報提供するに当たって、処方せんへの書面の添付によらない場合には、当該加算を算定している旨を本欄に記載すること。

株式会社メディブレイン

092-403-0539